

富士の国やまなし外国人誘客促進アプリ設計業務委託 仕様書

1 業務名

富士の国やまなし外国人誘客促進アプリ設計業務委託

2 本業務の目的

富士山の世界文化遺産登録、2020年東京オリンピック・パラリンピックにより、外国人を含む観光客増加が見込まれるなか、成田空港や羽田空港から本県へのアクセスに不安を感じている外国人旅行者が多い状況を考慮し、外国人旅行者等がスムーズに安心して来県することができ、また、全県に整備を推進しているWi-Fiスポットを活用し、富士山をはじめ本県の周遊観光を支援する、PC、スマートフォン等のアプリ（以下「システム」という。）を全国に先駆け構築する。

そのため、本業務では、外国人をはじめとする観光客のニーズや観光情報システム、観光アプリ等の市場状況などの調査・分析を行い、外国人旅行者の誘客を促進するシステムのあり方を報告するとともに、これらをもとに今後予定している構築（開発）業務のシステム基本設計及び仕様書作成支援を行うものである。

3 履行期間

契約締結日から平成27年3月31日（火）まで

4 履行場所

次の場所とする。

山梨県観光部観光振興課内（山梨県甲府市丸の内一丁目6-1）

5 業務実施計画書の提出

本業務の実施スケジュールを明記した「業務実施計画書」（様式は任意）を指定の期日までに提出すること。なお、指定の期日については、選定業者決定後に山梨県（以下、「本県」という。）と受託者との協議により定める。

6 システムの基本的機能

本システムは各機能を包含したものであり、最低限備える機能は次を予定している。他に外国人旅行者等の誘客促進サービスにつながる機能がある場合は受託者の提案により検討する。

（1）ルート案内機能

①首都圏等から本県までや現在地から観光地までのわかりやすいルート案内が行えること。また、移動に伴う時間や移動方法等の付随情報が提供できること。

②受託者が、他に提案する機能

（2）観光情報提供機能

①富士の国やまなし観光ネットの観光情報との連携機能

②観光ガイドブック（電子版）提供機能

③現在地付近の観光情報の提供機能

- ④受託者が、他に提案する機能
- (3) 周遊観光支援機能
 - ①言葉が通じない場合の意思疎通が行える機能
 - ②山梨観光への動機（やまなしに行きたい）付け機能
 - ③GPSによる位置情報を活用した機能
 - ④SNS（ソーシャルネットワークサービス）との連携
 - ⑤受託者が、他に提案する機能
- (4) 災害情報提供機能
 - ①災害時の災害情報伝達機能
 - ②避難所等防災情報提供機能
 - ③緊急時対応情報提供機能
 - ④受託者が、他に提案する機能
- (5) その他、受託者が特に提案するシステム（機能）

7 本業務の内容等

(1) 本業務の内容

本システムの基本設計として次の業務を行う。なお、外国人をはじめとする観光客のニーズや観光情報システム、観光アプリ等の市場状況などの調査・分析の結果を基本設計に反映させること。

- ①本システムの基本設計書の作成
- ②本システムの調達に資する仕様書の作成支援
- ③導入後の本システムの姿を分かりやすく示した資料の作成
- ④その他、基本設計書作成に必要な業務

(2) 留意事項

- ①本業務の履行において、本県の承認を得て業務の一部を再委託することができる。ただし、この場合、受託者の管理の下、実施すること。
- ②本システムの構築（開発）業務は、別途発注となる。その際、特定の業者が優遇される内容にならないこと。
- ③随時、又は定期的に開催する会議等において、進捗等の報告及び検討を行うこと。
- ④必要に応じ、富士の国やまなし観光ネット保守業者、やまなしFreeWi-Fiプロジェクトメンバー等との打ち合わせを行うこと。

8 本システムの基本設計書の作成

次の内容を掲載した「基本設計書」を作成する。

(1) 現状の問題点とその解決策

現状の問題点を解決するため、その提言を行う。

(2) 本システム全体の概要

システムの全体構成の考え方、システム化する範囲・対象を明確にする。
連携する外部システム等を明確にする。

(3) 本システムの主要機能と概要

(4) 本システムの構成

- ①ハードウェア構成（機器構成、機器仕様等）
- ②ソフトウェア構成

③ネットワーク構成（機器構成、機器仕様等）

(5) 本システムの運用・維持管理計画

(6) 情報セキュリティ実施手順書

(7) 全体スケジュール

構築（開発）業務の作業項目、作業スケジュール、本システムの導入・稼働に必要なスケジュールを作成する。

(8) 経費見積

次の経費を見積もる。

①システム構築（開発）費（工数見積を含む。）

②ハードウェア・ソフトウェアに要する経費

③システム運用・保守・維持管理に要する経費（工数見積を含む。）

④外部システムとの連携に要する経費

⑤上記①から④以外に必要な経費がある場合はその経費

9 本システムの調達に資する仕様書の作成支援

基本設計書に基づき、本システムの詳細設計・開発、ソフトウェア及びハードウェアの導入、運用テスト、運用・保守等を調達するため、県が作成する仕様書の作成支援を行う。

今後予定している構築（開発）業務の発注においては、発注形態に沿った設計が求められる点に留意すること。なお、本業務において、発注方法を検討することとし、選定方法に沿った必要な資料（評価表、技術提案書作成要領等）を作成する。

10 導入後の本システムの姿を分かりやすく示した資料の作成

本システムの概要及び導入後の全体像を、図等で分かりやすく示した資料を作成する。

11 成果品

(1) 成果図書

次のものを成果図書として提出すること。

①上記「8 本システムの基本設計書の作成」、「9 本システムの調達に資する仕様書の作成支援」及び「10 導入後の本システムの姿を分かりやすく示した資料の作成」に示すもの

②打ち合わせ記録

③その他、本業務で作成した各種ドキュメント等

(2) 納期

成果図書は時期に応じて、中間報告書及び最終報告書としてそれぞれ提出すること。

媒体は印刷物及び電子データとし、ファイル形式の詳細は別途指示するが、原則として本県の一人一台パソコンで処理できる形式とする。

①中間報告書

「8 本システムの基本設計書の作成」に示す次のもの、及び「10 導入後の本システムの姿を分かりやすく示した資料の作成」に示すものを平成26年9月末までに印刷物1部、電子データ（CD-R）1部を提出する。

- ア 現状の問題点とその解決策
- イ 本システム全体の概要
- ウ 本システムの主要機能
- エ 本システムの構成
- オ 全体スケジュール
- カ 経費見積

②最終報告書

成果図書を平成27年3月20日(金)までに印刷物3部、電子データ(CD-R)1部を提出する。

(3) 成果品の帰属

成果品の著作権は本県に帰属するものとする。なお、成果品は公開することがある。

12 情報セキュリティに関する留意事項

本業務の履行にあたり、情報セキュリティについて別記「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。なお、「情報セキュリティに関する特記事項」に記載の「甲」は「本県」、「乙」は「受託者」を指す。

13 その他留意事項

本仕様書に定めのない事項については、山梨県観光部観光振興課の指示するところによる。